

湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託契約予定者
選定審査評価基準

本評価基準は、湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託公募型プログラム実施要領及び湯島サーキュラーアイランドプロジェクト業務委託仕様書に基づいて定めたものであり、評価の方法及び配点方式は次のとおりである。

1 評価方法

審査員は、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを聴講し、企画提案書の評価の観点に基づいて審査を行い、審査員の合計点が、最も高い提案者を契約予定者として選定する。

ただし、合計点が最も高い提案者であっても、各審査員の合計得点が最低基準点である60点に審査員数を乗じた得点以上の得点が得られなかった場合は、契約予定者として選定は行わないこととする。

なお、提案者が1者のみの場合であっても審査を行い、各審査員の合計得点が最低基準点である60点に審査員数を乗じた得点以上の得点を得た場合は、契約予定者として選定し、満たない場合は、契約予定者として選定を行わないこととする。

また、提案者多数の場合は、書類検査を行うが、その審査方法についても同様の内容とする。このことから、評価の観点に沿った記載事項がない場合は配点なしとする。

2 企画提案書の評価の観点（最低基準点60点）

評価項目		配点	特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
1	事業目的等の妥当性	20	20	16	12	8	4
			<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的である地域コミュニティの醸成、ブルーカーボンによる資源の循環について、その必要性等に十分理解があり、提案の基本的考え方及び取り組み方針が妥当であるか。 ・SDGsを正しく理解し、過去にSDGsに関連する業務の実績はあるか。 				
2	実施体制の妥当性	10	10	8	6	4	2
			<ul style="list-style-type: none"> ・適切な業務を提供できる実施体制か（担当者の配置、構成、工程の的確性、妥当性）。 				
3	作業計画の妥当性	10	20	16	12	8	4
			<ul style="list-style-type: none"> ・日程、作業の進め方が効率的であるか。 				

				10	8	6	4	2
4	事業内容の 妥当性	50	10	・本業務における島内の利害関係者を整理するための現状調査の方法が具体的に示されているか。				
			10	・ワークショップ・イベントによるSDGsの啓発に関し、湯島島民がSDGsについて理解が深まるようなイベントの内容に工夫が見られ、具体的に示されているか。				
			10	・利害関係者に対するブランディング研修やワークショップの開催方法が具体的にイメージされており、利害関係者への落とし込み、磨き上げの方法に工夫がみられるか。				
			10	・新たに構築する情報発信の媒体等について、本事業の取組状況を情報発信する等その有効性が示してあり、湯島島民による継続的な情報発信を行うための工夫が示されているか。				
			10	・ブルーカーボン体験機会の創出のための取組について、市民が積極的に参加したいと思わせるような工夫がなされているか。				
5	その他	10	10	8	6	4	2	・仕様書に示す事項以外に市への独自提案がなされており、その有効性が確認できるか。
合 計		100						